

燕市温泉保養センター条例の全部改正について

燕市温泉保養センター条例（平成18年燕市条例第136号）の全部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

燕市長 佐野大輔

記

## 燕市温泉保養センター条例

燕市温泉保養センター条例(平成18年燕市条例第136号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の健康の増進と福祉の向上に寄与するため、温泉保養センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
燕市温泉保養センター	燕市長辰7550番地3

(事業)

第3条 燕市温泉保養センター(以下「温泉保養センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民を対象に温泉を提供すること。
- (2) 市民を対象とする憩いの場を提供すること。
- (3) 市民を対象に飲食を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業(開館時間)

第4条 温泉保養センターの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。

ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあっては午前6時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 温泉保養センターの休館日は、毎月の第2月曜日及び第4月曜日とし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。ただし、市長が必要と認

めたときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(利用できる者の範囲)

第6条 温泉保養センターを利用することができる者は、本市に居住する者とする。

2 前項の利用に支障のない範囲において、同項に規定する者以外の者に利用させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利用する事がない。

(1) 感染性又は悪質な疾病により他人に感染させるおそれがあると認められた者

(2) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) その他市長が利用を不相当と認める者

(使用料)

第7条 温泉保養センターを利用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、温泉保養センターを利用する者は、別表第2に定める利用回数券を購入して利用することができる。

3 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 故意又は過失により温泉保養センターの施設又は附属設備を損傷し、

又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、温泉保養センターの設置の目的を効果的に達成するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に温泉保養センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が管理を行う場合の読替規定)

第12条 前条の規定により指定管理者に温泉保養センターの管理を行わせる場合において、第4条及び第5条の規定中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 第11条の規定により指定管理者に温泉保養センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 温泉保養センターの規律の確保に関する業務
- (3) 温泉保養センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他温泉保養センターの管理運営に関し、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年燕市条例第68号)に定めるところに従い、適正に温泉保養センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第11条の規定により指定管理者に温泉保養センターの管理を行わせる場合は、当該指定管理者に温泉保養センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第7条の規定にかかわらず、利用者は、当該指定管理者に利用料金を納入しなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表1及び別表2に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い後納させることができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第7条、第15条関係)

利用区分	利用内訳		金額
入館料	日中	一般	500円
		小学生・中学生	300円
		未就学児	無料
	夜間	一般	300円
		小学生・中学生	100円
		未就学児	無料
個室使用料 (1室につき)	午前10時から午後3時まで		2,000円
	午後3時から午後6時まで		1,000円
	午後6時から午後9時まで		1,000円

備考

- 1 一般とは、未就学児、小学生・中学生以外の者をいう。
- 2 日中入館料とは、午後5時前に温泉保養センターへ入館する際に支払う入館料をいう。
- 3 夜間入館料とは、午後5時以後に温泉保養センターへ入館する際に支払う入館料をいう。

別表第2(第7条、第15条関係)

区分	利用回数券の額	備考
日中利用回数券6枚綴り	2,700円	別表第1の日中入館料の代わりに使用するもの
日中利用回数券11枚綴り	4,900円	
夜間利用回数券11枚綴り	3,000円	別表第1の夜間入館料の代わりに使用するもの